

地域における受入環境整備促進事業補助金

令和5年度補正予算額：24,355百万円
令和6年度当初予算額：1,374百万円



○ 訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多言語対応の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援する。

交通サービスインバウンド対応支援事業

補助率
3分の1 等

事業主体
公共交通事業者等

多言語対応(事故・災害時等を含む)



・多言語表記等



・案内放送の多言語化



・タブレット端末、携帯型翻訳機等の整備



・多言語バスロケーションシステムの設置



・インバウンド対応型鉄軌道車両の導入

無料Wi-Fiサービス



・旅客施設や車両等の無料Wi-Fi整備



トイレの洋式化等



・洋式トイレ、多機能トイレの整備



キャッシュレス決済対応



・全国共通ICカードの導入



・QRコードやクレジットカード対応、企画乗車船券のICカード化



・企画乗車船券の発行



・レンタカーのキャッシュレス対応

非常時のスマートフォン等の充電環境の確保



・非常用電源装置、携帯電話充電設備等



旅客施設や車両等の移動円滑化(大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上)



・段差解消(エレベーター)



・LRTシステムの整備



・インバウンド対応型バス・タクシーの導入



・鉄道車両の荷物置き場の設置



・ジャンボタクシーの導入



・スロープ型タラップの整備



・船内座席の個室寝台化

移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応



・観光列車



・魅力ある観光バス



・サイクルトレイン、サイクルシップ



レンタカーの外国人ドライバー支援



・ドライブ支援アプリ・専用ステッカーの普及による利便提供



バス・タクシードライバーへの外国語接客研修



※上記の他、交通サービス調査事業(訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査・利用促進等)への支援を実施【補助率:1/2(調査については上限1,000万円)】等

観光振興事業費補助金(公共交通利用環境の革新等)

- 地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進する。
- あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。

①～④をセットで整備(3点以上)

①多言語対応(事故・災害時等を含む)



②無料Wi-Fiサービス



③トイレの洋式化



④キャッシュレス決済対応



※通常は整備が想定されない場合(例：②無料Wi-Fiサービス(レンタカー等)、③トイレの洋式化(バス、タクシー、レンタカー等)等)については、適用除外とする。

※①、④については、少なくともいずれか1つ実施。

＋(あわせて⑤～⑧を支援可能)

⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保



⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上



⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応



⑧多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等



空港・港湾

空港・港湾
アクセス

長距離移動
(交通拠点間)

二次交通

周遊地域

訪日外国人旅行者
の来訪が特に多い
観光地等

事業スキーム

事業形態：直接補助事業、補助率：1/2(①～④のうちいずれかを実施済みの場合は、1/3)

補助対象事業者：公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等

事業期間：①令和元年度～

- 危機的状況にあるローカル鉄道について、国も主体的に関与しながら、鉄道事業者と沿線自治体の共創を促し、単なる現状維持ではなく、持続可能性と利便性の高い地域公共交通への再構築を促進していくため、関係者の合意形成に向けた支援を行う。

地域公共交通再構築調査事業

ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた鉄道事業者、沿線自治体等の関係者が参画する協議の場において、廃止ありき、存続ありきといった前提を置かず、ファクトとデータに基づく議論を重ね、必要な場合には対策案の実効性を検証するため実証事業を実施し、効果的な方針を決定するという合意形成のプロセスを支援。

【補助対象事業者】 協議会又は自治体

【補助率】 1 / 2

【支援対象】

○ 協議会の運営

- ・協議会の開催に係る費用

○ 線区評価のための調査事業の支援

- ・パーソントリップ調査の活用
- ・ビックデータ分析
- ・クロスセクター分析 等

○ 実証事業の支援

- ・対策案の実効性を検証するための、期間を限定して行う以下の取組

鉄道輸送の高度化に向けた検証

(事業例)

- ・増便、接続改善、ダイヤ変更
- ・現行の技術・安全規制の検証
- ・サイクルトレインの実施
- ・駅、駅前広場等の新たな利活用
- ・季節運賃・旅行者向け運賃の導入
- ・観光列車等の借り入れ、持ち込み
- ・チケットレスシステムの導入 等



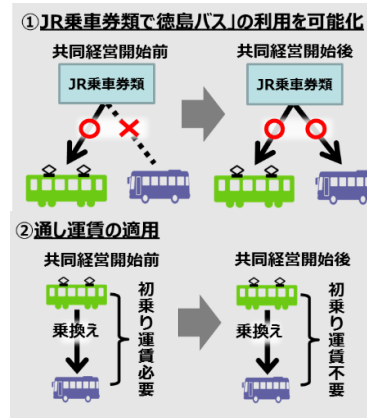
バスとの共同運行やバス転換の検証

(事業例)

- ・並行路線バスとの共同運行
- ・鉄道とバスの乗り換え時における共通・通し運賃の導入
- ・一部又は全部の区間における、バス等の新たな輸送サービスの導入

等

JR四国と徳島バスの事例



社会資本整備総合交付金-地域公共交通再構築事業の概要

利用者の大幅減等により、現状のままでは地域交通ネットワークの維持が難しい状況になっている地域において、地域戦略と連動した持続可能性・利便性・効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図るため、令和5年度に新たに社会資本整備総合交付金に基幹事業として「**地域公共交通再構築事業**」を創設（**基幹事業の追加は創設以来初めて**）

地域公共交通再構築事業 - 社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設

地域づくりの一環として、**地域公共交通ネットワークの再構築**に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、**地域公共交通計画**及び**立地適正化計画その他のまちづくり・観光計画**において中長期的に必要な**ネットワーク（鉄道・バス路線）**を位置付けた場合に、ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援

【**交付金事業者**】地方公共団体 ※交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

【**補助率**】1/2

【**交付対象事業**】**地域公共交通特定事業**※の実施計画の**認定**を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

※地域公共交通活性化法に基づく、**ローカル鉄道に係る公共交通再構築**や**バス路線の再編**等を行う事業実施計画

・**鉄道施設**（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備 等）の整備

・**バス施設**（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備

※上記とあわせて、**効果促進事業**（地方自治体の作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業全体の20%を目途）で、**鉄道・バス車両**の導入も支援

※JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限（1/3は事業者の自己負担）

【補 助 要 件】

(1) 地域公共交通計画の作成・地域公共交通特定事業実施計画の認定

- 地域公共交通計画が作成され、かつ、地域公共交通特定事業実施計画の大臣認定を受けていること
※鉄道については、再構築協議会等において策定された鉄道事業再構築実施計画に係る路線（原則輸送密度4,000人未満の線区）が対象

(2) 地方公共団体の計画における地域公共交通とまちづくり・観光戦略等の相互連携

- 地方公共団体が作成する、まちづくり/観光等に関する計画（例：立地適正化計画）において、まちづくりや観光における戦略の一つとして「鉄道の活用」「バスネットワークの活用」が位置付けられ、そのための実効性ある取組が具体的に記載されていること

(3) 事業の効果（実効性）を確認するための目標設定

- ①利用者数 ②事業収支 ③国/地方公共団体の支出額 の目標を設定すること

(4) 実効性のある地域活性化のための鉄道・バスの活用

- 本事業に関連する施設整備を含め実効性ある利用促進施策が実施計画に具体的に位置付けられること



※JRに関し、「新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」の運用を何ら変更するものではない

鉄道駅総合改善事業(次世代ステーション創造事業)

まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、地方自治体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームの拡幅等の駅改良、駅空間の高度化に資する施設（保育所、観光案内所等）、バリアフリー施設の整備に対して支援を実施。

補助対象事業（事業メニュー）

駅改良であって、駅改良と併せて行う駅空間高度化機能施設又はバリアフリー施設の整備を支援

※鉄道駅バリアフリー料金制度の活用によるバリアフリー施設の整備は補助対象外

◎：主要な事業

① 駅改良事業

◎ 駅改良（利用者の利便性・安全性の向上）

- ・橋上駅舎化
- ・改札口、通路新設等の乗換利便性向上
- ・ホーム・コンコース拡幅等の利便性向上等

※ホーム拡幅による混雑緩和、改札からホームへのアクセス性向上等

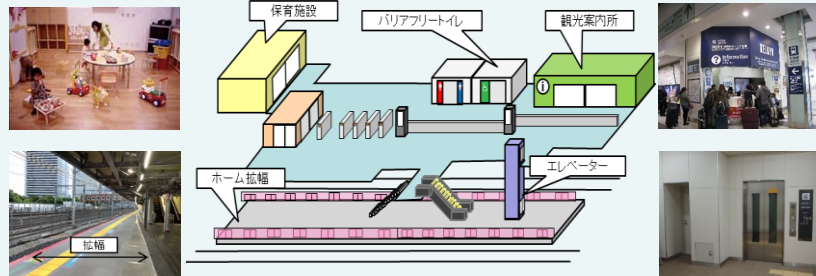
+

○ 駅空間高度化機能施設

- ・生活支援施設（保育所、病院等）
- ・観光案内施設 等（観光案内所等）

○ バリアフリー施設

- ・エレベーター 等



② バリアフリー事業

○ 駅改良（バリアフリー施設の整備に必要な改良）

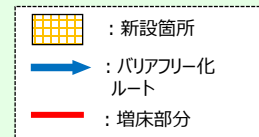
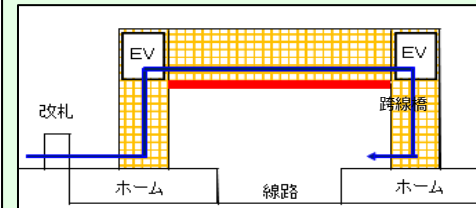
- ・跨線橋、人工地盤 等

+

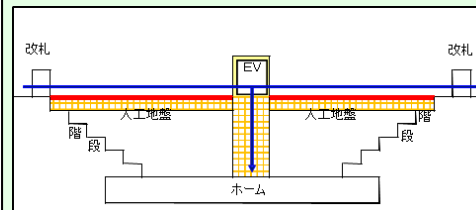
◎ バリアフリー施設

- ・エレベーター、ホームドア
- バリアフリースイート 等

〔跨線橋新設 + エレベーター設置の例〕



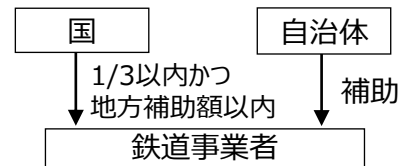
〔人工地盤設置 + エレベーター設置の例〕



エレベーター

補助スキーム

- (1) 地方自治体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において整備計画を策定
- (2) 整備計画に基づき、鉄道事業者が、以下の事業を実施
 - ① 駅改良事業、又は、
 - ② バリアフリー事業を実施



※②について、バリアフリー基本構想に位置づけられた鉄道駅は1/2以内（令和4年度～）

※対象駅の利用者数は要件としていない。

事業目的・背景・課題

- 観光需要が本格的に回復する中、観光客の宿泊先はインバウンドを中心に**都市部へ偏在傾向**。観光による経済効果を地方にも波及するためには、特に地方部の地域間競争力を高め、**地方誘客を強力に進める必要**。
- **全国津々浦々に埋もれる地域の観光資源を掘り起こし、地域の多様な観光コンテンツを造成**するとともに、**適時適切な誘客につながる販路開拓や情報発信**を行うことにより、**地方への継続的な来訪を促進**。

事業内容

- 地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツについて、**十分なマーケティングデータを活かした磨き上げから適時適切な誘客につながる販路開拓及び情報発信の一貫した支援**を実施。

＜支援内容＞・専門家の意見を踏まえた観光コンテンツの磨き上げ・商品化
・新たな観光コンテンツのオンライン等を活用した国内外への販路開拓及び情報発信

事業イメージ

観光コンテンツの磨き上げ・商品化



まだ観光活用されていない
新たな地域素材の活用

- ・観光には活用されていない地域産業等を活かした観光コンテンツの磨き上げ
- ・既存のコンテンツ等も含めたパッケージ化・ツアー化 等

販路開拓・情報発信



- ・国内実施主体と海外旅行会社とのマッチング・商談会の開催
- ・効果的な販路開拓・情報発信に向けたセミナーの開催
- ・オンラインを活用した情報発信 等

事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業 400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2（補助上限：1,250万円、最低事業費：600万円）
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→地方公共団体、DMO、民間事業者等